

## 第6節 移植医療対策

## 【現状と課題】

## 現 状

## 1 臓器移植

- 臓器の移植に関する法律は、平成22年7月の改正により、臓器移植する場合に限り、脳死を「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となったほか、15歳未満の子どもからの移植も可能となっています。
- 現在、移植のために提供できる臓器は、心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸及び眼球（角膜）となっています。（表2-6-1）
- 脳死で臓器が提供できる施設は23施設となっています。（表2-6-2）
- 県内の臓器移植施設は心臓1施設、肝臓1施設、膵臓2施設、小腸1施設、腎臓8施設となっています。（表2-6-3）
- 臓器移植に対する県民の理解を得るため、臓器提供意思表示カード（ドナーカード）やシールの配布を行うなど普及啓発に努めています。
- 医療機関や医療従事者等に対する移植医療に関わる普及啓発を行うため、公益財団法人愛知腎臓財団に県臓器移植連絡調整者（コーディネーター）を設置しています。
- 角膜移植については、公益財団法人愛知県アイバンク協会で昭和51年3月から角膜提供登録の活動を行っています。

## 2 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植

- 本県では、「愛知県骨髄バンク登録推進調整会議」を設置し、骨髄バンクの登録推進の方策について検討しています。
- 骨髄バンクの登録は18歳～54歳までとなっており、登録者（平成29年3月末現在）は、全国で470,270人、うち本県分は19,706人であり、全国で7番目の登録者数となっています。（表2-6-4）
- 骨髄バンクの登録者を増やすため、県では意識啓発用のパンフレットを作成、配布しています。
- 登録受付窓口は、5保健所（一宮、春日井、半田、衣浦東部、豊川）における定期登録受付、全保健所における特別登録受付及び日赤献血ルーム等における受付となっています。
- 県内の非血縁者間の骨髄移植認定施設は9施設となっています。（表2-6-5）
- 平成8年度以降に無菌病室施設整備補助を行った施設は7病院15病室となっています。
- 移植に用いる造血肝細胞の適切な提供の推進

## 課 題

- 本人の意思を尊重するといった臓器移植の基本的理念を広く県民に周知し、引き続き臓器提供意思表示カードの配布等を行う必要があります。
- 15歳未満の子どもからの臓器提供が可能となるなどの法改正の概要を広く県民に普及啓発を行う必要があります。
- 骨髄ドナー登録者は55歳をもって登録から削除されることから目標達成に向けて、今後も登録機会の拡大及び更なる啓発の実施を行っていく必要があります。
- 骨髄移植の実施に必要な無菌病室を更に整備する必要があります。

に関する法律が平成24年9月に成立、平成26年1月から施行されました。同法の施行により、今後、骨髄バンクは国の許可制になり、安定的な運営を目指す中で、県も必要な協力を行っていくこととなります。

**【今後の方策】**

- 公益財団法人愛知腎臓財団や公益財団法人愛知県アイバンク協会と協力して、県民の理解を得るための普及啓発に努めていきます。
- 骨髄ドナー登録者は55歳をもって登録から削除されることから、登録の普及啓発と機会の拡大に努め、年間1,000人を目標として新規登録者の確保を図っていきます。
- 骨髄移植施設等において骨髄移植の実施に必要な無菌病室を整備し、県内の骨髄移植の実施体制の充実を図っていきます。

**【目標値】**

今後、記載予定

表2-6-1 臓器提供の意思表示

脳死からの臓器提供	心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球（角膜）	本人が提供を拒否しておらず、遺族が提供を承諾する場合に可能
心臓停止後の臓器提供	膵臓・腎臓・眼球（角膜）	

表2-6-2 県内の臓器提供施設（平成27年6月末現在）

医 療 圏	病 院 名	所在地	病床数	備 考
名古屋・ 尾張中部	市立東部医療センター	千種区	498	○
	第一赤十字病院	中村区	852	○
	(国)名古屋医療センター	中 区	740	—
	名大附属病院	昭和区	1,035	○
	第二赤十字病院	昭和区	812	○
	名市大病院	瑞穂区	808	○
	掖済会病院	中川区	662	○
	坂文種報徳會病院	中川区	370	○
	中京病院	南 区	663	—
尾張東部	公立陶生病院	瀬戸市	701	—
	藤田保健衛生大病院	豊明市	1,435	○
	愛知医大病院	長久手市	900	○
尾張西部	一宮市民病院	一宮市	584	○
	総合大雄会病院	一宮市	322	—
尾張北部	春日井市民病院	春日井市	562	—
	小牧市民病院	小牧市	558	○
知多半島	市立半田病院	半田市	499	○
西三河北部	厚生連豊田厚生病院	豊田市	606	—
西三河南部東	岡崎市民病院	岡崎市	715	○
西三河南部西	刈谷豊田総合病院	刈谷市	710	○
	厚生連安城更生病院	安城市	749	○
東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市	800	○
	豊川市民病院	豊川市	558	—
計	23か所			

注：臓器提供施設として体制が整っていると回答した施設のうち公表を承諾した施設（厚生労働省調べ）

〔備考欄〕○…18歳未満の場合も含め、提供施設としての体制を整えている施設

—…18歳以上の場合に限り、提供施設としての体制を整えている施設

表2-6-3 移植関係学会合同委員会により選定された臓器移植施設（平成29年4月20日現在）

臓器	臓器移植施設
心臓	名大附属病院など10施設（県内：1施設）
肺	岡山大学病院など10施設（県内なし）
肝臓	名大附属病院など25施設（県内：1施設）
膵臓	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など18施設（県内：2施設）
小腸	名大附属病院など12施設（県内：1施設）
腎臓	名大附属病院・第二赤十字病院・中京病院・藤田保健衛生大病院・愛知医大病院・小牧市民病院・岡崎市民病院・豊橋市民病院など134施設 (県内：8施設)

注：肺の移植実施施設のうち、国立循環器病研究センターは心肺同時移植のみ肺移植可能。

表2-6-4 骨髄バンク登録者受付状況

年度	保健所					小計	特 別 登録会	献 血 ルーム等	合 計	有効 登録者 数
	一宮	半田	衣浦 東部	春日井	豊川					
18年度	21	28	14	9	9	81	731	1,280	2,092	15,684
19年度	9	12	2	8	5	36	605	1,157	1,798	17,053
20年度	17	4	8	17	5	51	685	1,055	1,791	18,359
21年度	7	5		3	3	18	435	681	1,134	18,901
22年度	7	5	1	4	1	18	429	604	1,051	19,262
23年度	5	6		2	1	14	401	683	1,098	19,603
24年度	4	1		2		7	363	424	794	19,612
25年度	6	3		3	3	15	320	384	719	19,490
26年度	3	3		3	1	10	246	383	639	19,263
27年度		4		4		8	344	645	997	19,333
28年度	6	7		5		18	406	874	1,298	19,706

(愛知県健康福祉部)

注：有効登録者数とは、本人の希望等により登録を取り消した数を引いた登録者総数（各年度3月末現在）

表2-6-5 骨髄移植認定施設（平成29年3月現在）

番号	病 院 名	診 療 科 名
1	第一赤十字病院※	小児医療センター血液腫瘍科・血液内科
2	(国)名古屋医療センター※	細胞療法科
3	名大附属病院※	小児科・血液内科
4	第二赤十字病院※	血液・腫瘍内科／輸血部
5	名市大病院※	血液・腫瘍内科
6	愛知医大病院	血液内科
7	厚生連江南厚生病院※	血液・腫瘍内科
8	厚生連安城更生病院※	血液・腫瘍内科
9	豊橋市民病院	血液・腫瘍内科

※末梢血幹細胞移植も可能

(公益社団法人 日本骨髄バンク)

用語の解説

○ 骨髄移植

白血病、重症再生不良貧血、先天性免疫不全症などの血液難病に対する効果的な治療法であり、患者の骨髄幹細胞を他人の健康な骨髄幹細胞と入れ替えることにより、患者の造血機能を改善するものです。ただし、骨髄移植を成功させるためには、患者と骨髄提供者（ドナー）の白血球の型が一致する必要があるため、より多くの骨髄ドナー登録者を増やす必要があります。

○ 骨髄移植認定施設

骨髄移植推進財団が非血縁者間骨髄移植施設について認定基準を設け、診療科単位で認定しています。

○ 末梢血幹細胞移植

末梢血（全身を流れる血液）には、通常は造血幹細胞はほとんど存在しないが、白血球を増やす薬を注射すると末梢血中にも流れ出す。

採取前の3～4日間、連日、骨髄提供者（ドナー）に注射し、造血幹細胞が増えたところで血液成分を分離する機器を使い造血幹細胞を採取し、骨髄移植と同様の方法で患者に注入する。